

## 「非課税口座開設にあたって確認いただきたい事項」

### 【非課税口座開設ならびに所得税法適用の届出】

私は、貴金庫の非課税口座約款に基づき、非課税口座の開設を申し込みます。  
また、租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同法第37条の14第5項第1号の規定により、この旨を届出ます。

### 【非課税口座開設にあたってのご注意】

1. 非課税口座の開設ができるのは、個人のお客さまでかつ国内に居住されている18歳以上(口座開設しようとする年の1月1日において18歳以上)の方のみとなります。
2. 非課税口座開設後の株式投資信託にかかるお取引において、非課税口座への受入れを希望される場合には、お客さまは当金庫に対して、その旨をお申し出いただく必要があります。お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座によるお取引とさせていただきます。
3. 非課税の適用有無は、購入および換金の場合、受渡日基準となります。なお、分配金等については決算日基準となります。

### 【NISA口座（非課税口座）開設にあたっての確認事項】

#### (1) NISA制度における留意事項

- ① NISA口座は、一般口座や特定口座と異なり、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)しか開設できないこと。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできないこと
- ② 当金庫のNISA口座で購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託に限られること。また、当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできないこと
- ③ NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等と損益の通算ができないこと。また、当該損失の繰越控除もできないこと
- ④ NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となること
- ⑤ NISA口座では年間投資枠(つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円)が設定され、その範囲内で購入した株式投資信託から生じる譲渡益や配当等が非課税とされること

- ⑥非課税保有限度額は、N I S A口座内の株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となること
- ⑦分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなること
- ⑧分配金再投資型の株式投資信託について高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法や、短期間に売買等を行う投資手法はN I S A制度を十分に利用できないこともあること
- ⑨株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、N I S A制度上のメリットを享受することはできないこと
- ⑩初めてN I S A口座を開設した日から10年を経過した日(10年後以降は5年経過した日ごとの日)におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただくこと。また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、新たにN I S A口座への株式投資信託を受け入れることができなくなる

## (2) つみたて投資枠における留意事項

- ① つみたて投資枠には、累積投資契約に基づいて定期かつ継続的な方法により対象商品が購入されること
- ② 当金庫で取扱う株式投資信託のうち、つみたて投資枠で購入できるのは、長期の積立・分散投資に適した一定のものに限られること
- ③ つみたて投資枠で、購入した株式投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されること

## (3) 成長投資枠における留意事項

成長投資枠で購入できる株式投資信託からは、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託、信託期間20年未満や毎月分配型の投資信託が除かれていること